

医療労働専門相談員規程を次のように定める。

平成24年3月27日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療労働専門相談員規程

(設置)

第1条 医療の分野における医療機関等の労務管理の改善に向けた取組及び課題の把握並びに医療機関等への相談及び助言の業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に医療労働専門相談員（以下「専門相談員」という。）を置く。

(任命)

第2条 専門相談員は、社会的信望があり、かつ、働き方・休み方の改善（労働時間、休日、休暇等に関する事業場内制度の改善をいう。以下同じ。）を含む労務管理に関する専門的な知識及び豊富な経験並びに専門相談員としての職務を遂行するに当たり必要な医療機関等の労働実態及び経営並びに医療制度に関する知識を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が任命する。

(職務)

第3条 専門相談員は、都道府県労働局長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 医療の分野における働き方・休み方の改善を含む医療機関等の労務管理の改善に向けた取組及び課題の把握及び分析に関すること。
- (2) 医療の分野における働き方・休み方の改善を含む医療機関等の労務管理の改善についての相談及び助言に関すること。
- (3) 医療の分野における労働基準法（昭和22年法律第49号）第四章の規定についての相談及び助言に関すること。
- (4) 労働基準監督機関が行う医療の分野における働き方・休み方の改善を含む労務管理の改善の業務への協力に関すること。

(任期等)

第4条 専門相談員の任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

2 専門相談員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 専門相談員及び専門相談員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 専門相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。